

秋田市告示第330号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年12月23日

秋田市長 穂積 志

1 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
愛染会居宅介護支援事業所	秋田市飯島新町一丁目3番15号	令和3年12月31日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
はあとらんの風	秋田市外旭川八柳一丁目17番13号	令和3年11月14日